

国選付添人対象事件の拡大を求める会長声明

少年の刑事事件の多くは、家庭裁判所の少年審判において処分が決められている。この少年審判においては、子どもの権利や法律について精通した弁護士が、少年に寄り添って、少年の立場から援助や支援を行う「弁護士」付添人の存在が、非行の有無の判定や少年の権利保障の上では勿論のこと、少年に非行がある場合でも、少年の更生や健全育成にとって極めて重要である。しかも、わが国が批准している子どもの権利条約第37条（d）では、「自由を奪われたすべての児童は、弁護人その他適当な援助を行う者と速やかに接触する権利を有」するものと規定しているし、日本国憲法13条、31条及び34条等に照らせば、少なくとも身体拘束を受けた少年には、必ず弁護士による適切な法的援助を受ける権利が保障されなければならないことになっている。

ところが、実際には、多くの場合、少年を取り巻く環境には、貧困者が多く、少年からも、その保護者からも費用支出が容易には得られないため、結局少年には、弁護士付添人から援助を受ける権利は、実質的には保障されていないのと同じ状況である。そのために国費により弁護士付添人を付する国選付添人制度が是非とも必要となるのである。

確かに現状においても、国選付添人制度自体は存在するが、この現行の制度は誠に不十分である。現行の国選付添人制度は、検察官関与事件、被害者等から審判傍聴の申出があった事件を除けば、対象事件が殺人や強盗等の重大事件に限られ、かつ、選任するか否かは、原則として裁判所の裁量に委ねられており、極めて限定的な制度に過ぎないからである。

ところで、平成21年5月21日から、刑事事件について勾留状が発せられた被疑者については、被疑者国選弁護制度の対象が、窃盗や傷害等のいわゆる必要的弁護事件にまで拡大され、多くの事件について、弁護士を依頼する資力がない者でも弁護士の援助を受けることができるようになった。これにより、少年の刑事事件についても、被疑者段階では、国選弁護人による援助を受けられるようになった。ところが、少年の刑事事件については、捜査が終了し、事件が捜査機関から家庭裁判所に送致された以降は、少年保護事件として家庭裁判所の審判の対象となり、刑事被疑者ではなくなるので、多くの場合、改めて私選で弁護士を付添人に選任しない

限り、弁護士の援助が受けられない仕組みとなっている。現行の制度は、被疑者国選弁護制度と国選付添人制度の対象範囲に大きなギャップがあり、被疑者国選制度からそのまま国選付添人制度に移行する制度とはなっていないのである。このため、被疑者段階では国選弁護人として弁護士の援助を受けられた少年であっても、家庭裁判所送致後は、大多数の者が、国選付添人による援助を受けられないという制度的な矛盾が生じている。因みに、成人の刑事事件では、被疑者国選弁護人制度から起訴後の被告人国選弁護制度には、自動的に移行する制度となっている。

こうした問題状況を解消するため、日本弁護士連合会では、一時的な措置として、日本中の弁護士会員から特別会費を徴収して、その特別基金を設け、国選付添人制度の対象とならない事件の少年や保護者に対して弁護士費用を援助する少年保護事件付添援助制度を実施している。当会でも、観護措置決定により身体を拘束された少年事件の全件を対象に当番付添人制度を発足させ、資力のない少年やその保護者からの依頼に応じて、多くの会員が少年審判手続において、少年の権利擁護や少年の更生を支援する活動を行っている。

しかしながら、憲法の規定や子どもの権利条約などの趣旨に鑑みれば、少年の弁護士付添人を選任できる権利を保障する制度の維持は、本来、国費によってまかなわれるべきである。国による少年への法的援助の保障が、成人に対するよりも不十分である現状は、一刻も早く改善されなければならない。少なくとも、観護措置決定により身体を拘束された少年については、要保護性が高い少年が多く、社会内の資源の活用と環境の調整を行うためには事件の軽重を問わず、全件について国費による付添人の援助が必要不可欠であり、また、保護処分としても少年院送致等の重大な処分を受ける可能性が高いことから、人権保障の観点からも、弁護士の国選付添人による権利擁護の措置を早急に整えなくてはならないというべきである。

よって、当会は、国に対し、弁護士国選付添人の対象事件を、少なくとも観護措置決定により身体を拘束された少年の事件全件にまで拡大する少年法の改正を、速やかに行うよう求めるものである。

以上

2010（平成22）年5月18日

茨城県弁護士会

会 長 秋 山 安 夫